

## 春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金

# 空き家建替え事業のご案内

空き家の活用及び建替えにより住宅の質及び住環境の向上を図るため、自身が所有する空き家を建替えて居住される方に予算の範囲内で補助金を交付します。

● 「空き家」とは

認定申請日において、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもので、1年以上使用されていない建物

● 「空き家の建替え」とは

認定申請日において存在する空き家を解体し、同一敷地内において新たに住宅を建てること

※自己又はその2親等内の親族が所有する空き家である必要があります。

【対象事業】 空き家の建替えを行い、認定通知日から2年以内に自己又はその2親等内の親族が新築住宅に居住する事業。

【対象者】 上記の対象事業を行う個人であって、次のいずれにも該当する者

- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。
- ・過去に春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金を受けていない者。

(同時に「空き家付き土地購入事業」の補助金を受けることもできません。)

※申請者は空き家の建替えをする者となります。

【補助金】 補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)に10分の1を乗じて得た額  
(上限50万円。1,000円未満は切り捨て)

★「子育て世帯」、「転入世帯」に該当する場合、補助金が加算されます。  
詳しくは、次のページをご覧ください。

【補助対象経費】 空き家の建替えに係る工事請負費（次の経費は除きます。）

※申請者以外が支払った経費

家具、家庭用電気機械機器の購入、設置等に係る経費

市の他の補助金の対象になっている経費

【申請方法】 空き家の建替えに係る工事（解体工事又は新築工事のいずれか早い方）の契約を締結する前に補助金認定申請書に必要書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。

※解体工事又は新築工事の契約後の申請は、補助対象外となります。

※予算の範囲内で先着順に受付します。

空き家建替え事業の要件を満たす方で、次の要件も満たす方には、補助金が加算されます。（複数該当する場合は、該当するもの全て加算されます。）

### 子育て世帯

【加算額】 50万円

【条件】 ①認定申請日において子育て世帯であること。

②交付申請日においても引き続き子育て世帯であること。

※子育て世帯：中学生以下(妊娠中も含む。)の子(補助対象者が監護する者に限る。)と同居している世帯

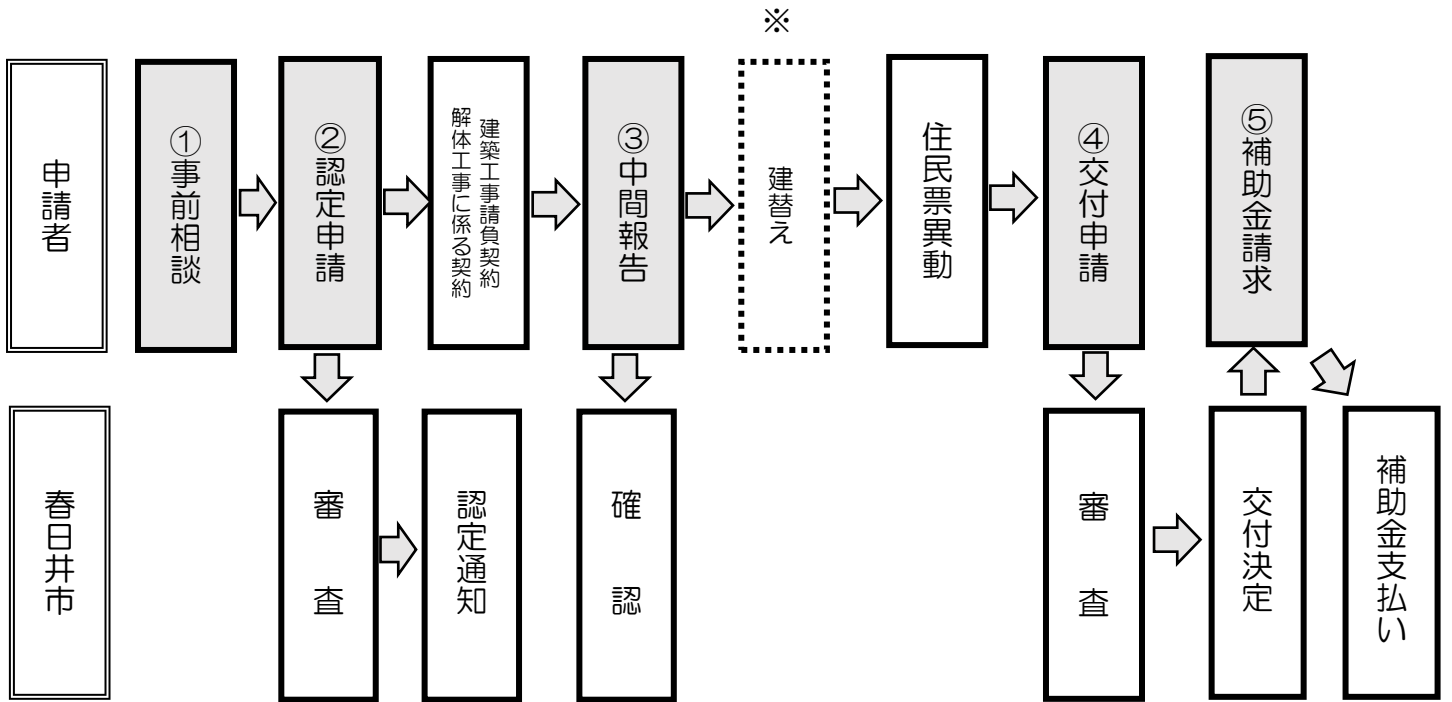
### 転入世帯

【加算額】 50万円

【条件】 認定申請日において転入世帯であること。

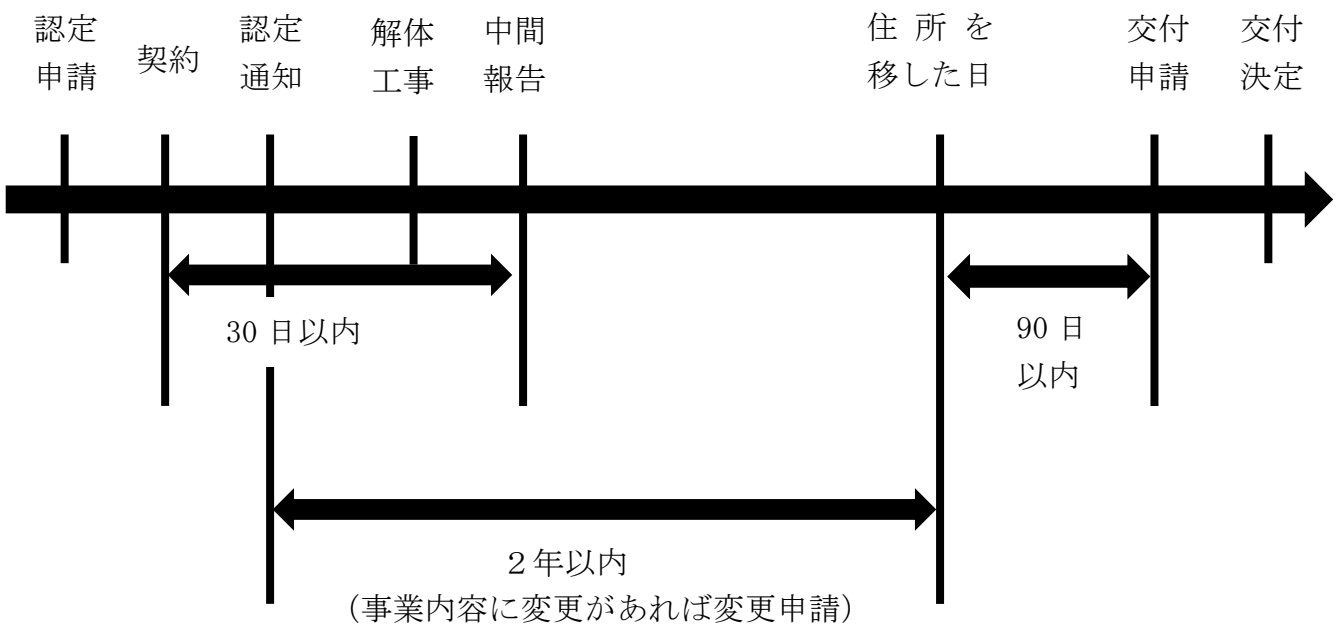
※転入世帯：申請者(同居する家族がある場合はその世帯全員)が、直近5年以上継続して春日井市の区域内に居住しておらず、かつ、補助事業の住宅に、居住を開始した日から5年以上継続して居住する意思がある世帯

◆ スケジュール



※ 解体工事の着工は、認定通知日の翌日以降。

◆ 申込みフロー図



## ◆ ①事前相談

---

住宅政策課窓口又はお電話で、補助対象となるかの確認を行いますのでご相談下さい。

## ◆ ②認定申請

---

**補助事業に係る契約（建替えに係る建築工事請負契約又は解体工事請負契約）を締結する前に補助金認定申請書に必要書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。**

1 次の書類を揃えて提出してください。

- (1)  認定申請書（第1号様式）
- (2)  空き家の使用状況報告書（第2号様式）  
※市が過去1年分の水道使用量を確認しますので、空き家所有者（売主）の同意を取ってください。
- (3)  空き家の位置図（付近見取り図）
- (4)  空き家の外観写真
- (5)  空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し
- (6)  住民票や母子手帳などの子育て世帯であることがわかる書類（子育て世帯のみ）
- (7)  住民票などの転入世帯であることがわかる書類（転入世帯のみ）
- (8)  申請者が空き家の所有者の2親等内の親族であることがわかる書類（申請者が空き家の所有者と異なる場合に限る。）

《書類の例》 2親等内であることが分かる戸籍等

※ 審査において、追加で書類をお願いする場合があります。

2 認定申請日の翌日以降に、新築工事の契約を行ってください。また、解体工事は市から「補助金認定通知書」が届いてから行ってください。

## ◆ ③中間報告

---

**解体工事又は新築工事（建築工事請負契約）のうちいずれか遅い方の契約の日から、30日を経過する日までに次の書類を揃えて提出してください**

- (1)  中間報告書（第8号様式）
- (2)  解体工事及び建築工事請負契約書の写し
- (3)  (2)の契約者が申請者と異なる場合は、2親等内の親族であることが分かる書類

《書類の例》 2親等内であることが分かる戸籍等

## ◆ ④交付申請

---

1 建替えた新築住宅に居住した日から90日を経過する日までに次の書類を揃えて提出してください

- (1)  交付申請書（第9号様式）
- (2)  新築住宅に居住する者の住民票の写し（子育て世帯の場合であって、妊娠中の時は、母子手帳又は医師の診断書の写しを含む。）
- (3)  補助事業に係る契約書の写し及び写真（解体後の更地の写真を含む。）
- (4)  補助事業に係る請求書若しくは領収書の写し又は支払った金額が確認できる書類（申請者が支払った経費に係るものに限る。）  
※対象外経費が含まれている場合は、内訳書を添付すること
- (5)  居住する建物の登記事項証明書の写し
- (6)  補助事業に係る契約を締結した者、居住する者又は登記名義人が申請者と異なる場合は、2親等内の親族であることが分かる書類  
《(6)が必要な場合の例》
  - ・申請者が居住せずに、申請者の子が居住する場合
  - ・解体工事は、申請者の親が契約した場合 等

## ◆ ⑤補助金の請求

---

市からの補助金交付決定通知書（第10号様式）を受け取り後、請求書（第11号様式）を提出してください。

※ 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。

## ◆ その他

---

市役所住宅政策課にご提出ください。予算の範囲内で先着順に受付します。

## ◆ よくある質問

### 申請の手続きに関すること

- 1 既に解体工事の請負契約や新築住宅の建築工事請負契約を結んでいますが、対象になりますか？  
⇒対象になりません。契約をする前に認定申請書の提出が必要となります。
- 2 新築工事と解体工事の契約書は別にしないといけないですか？  
⇒契約書を別にしなくても結構ですが、新築工事の契約書に解体工事も行うことが確認できる必要があります。
- 3 工事の請負契約はいつから契約できますか？  
⇒工事の請負契約は、認定申請書を市が受付した日の翌日から締結できます。ただし、解体工事については、市から「認定通知書」が届いてから着工することが条件となります。

### 補助対象事業に関すること

- 1 空き家の所有者は自分ですが、実際に解体、新築して居住するのは子供になります。対象になりますか？  
⇒対象となります。工事をする方、居住する方のすべてが空き家所有者の2親等内の親族であれば対象です。申請者は実際に建替え工事を契約する子供となります。
- 2 空き家の所有者は自分の親で、解体は親が行い、新築は子である自分がして居住する予定ですが、対象になりますか？  
⇒対象になります。工事をする方、居住する方のすべてが空き家所有者の2親等内の親族であれば対象です。ただし、補助対象経費は申請者が支払った経費となりますので、申請者が親の場合は、解体費のみが補助対象経費となります。
- 3 1年間空き家かどうかの確認は、どのように行うのですか？  
⇒市は、「空き家の使用状況報告書（第2号様式）」に基づき、水道使用量を調査して確認します。申請者は、いつ頃から空き家だったかを記入していただくとともに、市が水道使用量を確認するため、「空き家の使用状況報告書（第2号様式）」に空き家所有者の署名をもらってください。

## 補助加算部分（リフォーム・子育て・転入世帯）に関すること

- 1 子育て世帯の中学生以下とは、中学校の卒業式の日までですか？  
⇒中学校を卒業する年度の3月31日までです。
  
- 2 認定申請時には、子が中学生で子育て世帯に該当しましたが、建替えて住む時点には高校生になります。この場合、子育て世帯に該当しますか？  
⇒子育て世帯には該当しません。
  
- 3 認定申請時には、子育て世帯に該当しませんでしたでしたが、その後、妊娠し、子育て世帯に該当することになりました。この場合、加算される補助金を受け取ることはできますか？  
⇒できません。認定申請時に「子育て世帯」に該当する場合があります。
  
- 4 転入世帯に該当しますが、直近5年間は、複数の市外の自治体に居住していました。この場合、それぞれの自治体の住民票が必要ですか？  
⇒それぞれの自治体の住民票や、戸籍の附票など、直近の通算5年間、春日井市内に居住していないことがわかる書類をご用意ください。
  
- 5 自身は5年以上市外に居住していますが、妻になる者が春日井市内に居住しています。結婚を機に春日井市の空き家を購入して転入しますが、転入世帯に該当しますか？  
⇒該当しません。世帯全員が直近5年以上継続して春日井市に居住していないことが条件になります。
  
- 6 住民票を春日井市に残したまま、市外に5年以上住んで働いていました。春日井市の空き家を購入して転入しますが、転入世帯に該当しますか？  
⇒5年以上春日井市に居住していなかったことを証明する書類をご提出いただき、審査の結果、居住していなかったと判断できれば対象になります。
  
- 7 現在、5年以上市外に居住しており、空き家を購入して1人で住む予定です。単身世帯でも転入世帯に該当しますか？  
⇒該当します。


## 補助対象経費に関すること

### 1 対象経費はどのようなものですか？

⇒施工業者と契約した、解体工事及び新築工事に係る費用となります。ただし、空き家解体補助金を活用する場合は、解体工事の経費は対象外となります。

《申請・お問い合わせ》

春日井市まちづくり推進部住宅政策課空き家対策担当（市役所9階）

 0568-85-6572